

一般社団法人新潟県相談支援専門員協会
定 款

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人新潟県相談支援専門員協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、新潟県内の障害者総合支援法に基づく相談支援の従事者のネットワークを作り、それぞれの地域の情報交換や相談支援技術について学び合うことにより、もって障害児者の地域生活の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 相談支援に関する人材育成及び研修に関する事業
- (2) 相談支援従事者相互の情報交換に関する事業
- (3) 相談支援事業の運営及び業務の受託
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 正会員

当法人の事業を主体的に運営するため入会した個人又は団体

(入会等)

第6条 一般会員として入会しようとする者は、所定の様式の入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに一般会員となる。

2 正会員として入会しようとする者は、所定の様式の入会申込書により申し込み、代表理事及び副代表理事の承認を受けなければならない。それらの承認があったときに正会員となる。

3 前項の承認は、代表理事及び副代表理事が、申込者を当法人の事業の運営に必要と認めた場合に行うものとする。

(会費)

第7条 一般会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

2 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する

行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、新潟県内において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、2名を副代表理事とする。

(理事の制限)

第20条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(監事の制限)

第21条 監事のうち、監事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、監事総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である監事の合計数は、監事の総数の3分の1を超えてはならない。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第30条 当法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱し、代表理事その他の役員の求めに応じ専門的な事項に関して必要な助言を行う。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類についてはその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員)

第41条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設 立 時 理 事 渡 邊 孝 雄

設立時理事	貝	沼	静	江
設立時理事	江	部	健	幸
設立時理事	坂	井	省	英
設立時代表理事	渡	邊	孝	雄
設立時監事	佐	藤		裕

(設立時顧問)

第42条 当法人の設立時顧問は、次のとおりである。

設立時顧問	岡	部	正	文
設立時顧問	刃	根		暁

(設立時社員)

第43条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

新潟市

竹 田 一 光

新潟県

青 木 真 紀 子

新潟県

石 黒 元 太 郎

新潟県

堀 口 賢 二

新潟県

片 桐 公 彦

新潟県

山 村 豊

新潟市

因 俊 行

新潟県

阿 部 勝 良

新潟県

本 間 奈 美

附 則

この定款は平成30年4月15日から施行する。